

## 東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、優秀な技能者を選定し知事賞を贈呈し、「東京マイスター」として認定することにより、中小企業等における技能者の確保及び育成を図るとともに、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

### （選定基準）

第2条 被贈呈者の選定は、知事が次の各号のいずれかに該当する者について行う。ただし、現に贈呈に係る技能を要する職業に従事しており、他の技能者の模範と認められる者に限る。

- (1) きわめて優れた技能を有し、技能を通じて後進の指導育成に努め、あるいは技能を通じて作業の改善に努め生産性の向上に寄与した者
- (2) 新技法の開発又は新製品等の開発を支えた者で特に顕著な功績がある者

### （選定の方法）

第3条 贈呈を受けるべき者は、商工会議所、商工会、経営者団体、産業団体、事業所、区市町村長等が推薦した者のうちから知事が選定する。

- 2 知事は、前項の規定により選定を行うに当たっては、これを公正かつ適切に行うため、東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞くものとする。
- 3 審査会に関し必要な事項は、別に定める。

### （知事賞の形式）

第4条 知事賞は、賞状等を贈呈して行う。

### （贈呈の時期）

第5条 贈呈は、毎年11月中に知事が定める日に行う。ただし、知事が必要と認めるときは、別に定める日に行うことができる。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年5月13日から施行する。